

平成28年12月12日

答申第744号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「先の船橋市市議会の本会議で〇〇（個人名）より、諸例を挙げて『貴協会は犯罪集団』であると糾弾されている」とした上で、「このことについて貴協会はどのように対応するのか、又対応しないならその根拠」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書が存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い
は妥当である。

4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第757号諮問、審議、答申